

●出席停止について

学校保健安全法によって下記の疾病については「出席停止」（学校を休んでも欠席扱いにならない）となっています。

つきましては、医師から下記の疾病（疑いを含む）と診断された場合には、以下の流れに沿って対応してください。

●出席停止の手続き

1. 医師から診断（疑いを含む）された場合は、速やかに学校へ連絡して下さい。
2. 医師の指示に従い、出席停止期間はしっかりと休養し友人との接触は避けて下さい。
3. 回復後、学校様式の「証明書」あるいは、「診断書」を学校へ提出して下さい。

出席停止となる疾患の一覧

	疾患名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘瘡・南米出血熱・ペスト・マールブルク熱・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで。
	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで。
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状の消退後2日を経過するまで。
	結核などの学校感染症	感染のおそれなくなるまで。
第3種	髄膜性菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能。
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能。
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止・全身状態が良ければ登校可能。
	アデノウイルス感染症（アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎）	医師において感染のおそれがないと認めるまで。



